

みどり認定の手引き（簡略版） ～畜産分野～

令和 6 年 6 月

みどりの食料システム戦略グループ
農 林 水 産 省

みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 認定を受けた計画に従って、**自らの自給飼料畑や牧草地で化学肥料・化学農薬の使用低減をするため、堆肥の生産に必要な家畜排せつ物の自動攪拌機や一体的な堆肥舎等を導入する場合**、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。

(機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>



自動攪拌機



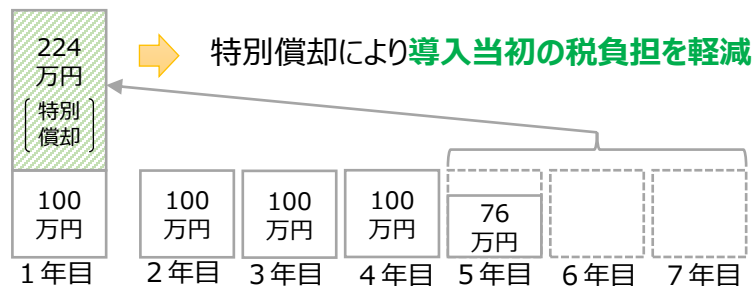
密閉縦型コンポスト



税制対象機械の
一覧はこちら

特別償却のイメージ

700万円の機械（耐用年数7年）を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、
税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

- 計画認定を受けると、国庫補助事業の**採択審査のポイントが加算**されます。

対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、
畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など

※ 詳細については、必ず各事業の要綱・要領等をご確認ください。

メリット③ 日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。

計画の認定を受けるには？

Step 1

制度の活用、取組内容の検討

- 対象となる取組や申請手続きなどを確認します。
- いま取り組んでいることやこれから取り組みたいこと、設備投資の予定**などを整理しましょう。
- 不明点があれば、必要に応じて都道府県の申請窓口**に事前相談**を行ってください。
また、農業改良資金等の貸付を希望される場合は、最寄りの日本公庫の支店にも事前相談ください。

Step 2

環境負荷低減事業活動実施計画の作成

- 申請書の様式は**実質 3～4 枚程度**です。
- 経営概況や環境負荷低減に向けた取組内容、目標などを記載します。

Step 3

都道府県による審査・認定

- 作成した申請書を**都道府県に提出**します。（提出先は都道府県に御確認ください）
- 認定を受けた場合、都道府県から認定の通知があります。

Step 4

計画の開始、取組実行

- 計画に従って、取組や設備投資を行います。
- 毎年、1 枚程度の簡単な様式で都道府県に取組状況を報告いただきます。
（報告書の様式やスケジュールなどは各都道府県にお問合せください。）
- みどり税制を活用する場合は、確定申告時に手続きが必要です。

注意！ みどり税制を活用して設備導入を行う場合は、
計画の認定通知を受けてから取得する必要があります。

計画の記載例①

※様式は都道府県によって異なる場合があります。

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称

〇〇県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

記載のポイント・留意点

- ・都道府県と市町村が作成している基本計画の名称を記載してください。
(基本計画に基づいて認定が行われます。)

2 申請者等の概要

申請者（代表者）

①氏名又は名称：農林 太郎

②住所又は主たる事務所の所在地：〇〇県〇〇市（町村）〇〇番地

③連絡先

・電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

・E-mailアドレス：〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp

④業種：☐耕種農業 ☒畜産業 ☐林業 ☐漁業

記載のポイント・留意点

- ・共同申請者がいる場合には、行を増やし、全ての申請者に関する内容を記載してください。その場合、代表者1名を定め、最初の欄に記載してください。

3 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 農林漁業経営の概況

経営形態：酪農経営 経産牛（70頭）
家畜排せつ物の堆肥化処理量：1. 200トン
労働力：家族3名、雇用2人

記載のポイント・留意点

- ・現状の経営概況（飼養頭数、堆肥製造量、労働力の状況など）を簡潔に記載ください。

(2) 環境負荷低減事業活動の類型

- ☐ a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- ☒ b. 温室効果ガスの排出の量の削減
- ☐ c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- ☐ d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ☐ e. 餌料の投与等により流出する窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ☐ f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
- ☐ g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
- ☐ h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

記載のポイント・留意点

- ・該当する取組にチェックを付けてください。
- ・都道府県によっては、対象となる事業活動の類型が異なる場合があります。

計画の記載例②

(3) 環境負荷低減事業活動の推進方向

これまで、慣例の飼養管理技術により生乳生産に取り組んできた。
 昨今の環境への配慮した消費活動を踏まえ、温室効果ガス(メタンガス)削減に取り組むこととし、そのために必要な温室効果ガス排出量が少なく、省力的で処理能力の高い家畜排せつ物処理機械(好気性発酵処理機械)の導入等の取組を進めることにより、温室効果ガスの削減と、作業効率化の両立を実現しつつ、生産した堆肥の販売先の拡大を見込む。

記載のポイント・留意点

生産や販売の取組に関し、
 ・これまでの取組状況や感じている課題
 ・環境負荷低減に向けてこれから取り組むことを記載してください。

(4) 環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：令和5年12月～令和10年11月(目標年度)

記載のポイント・留意点

・5年間を目途に定めてください。

(5) 環境負荷低減事業活動の内容及び目標(上記以外の活動類型の場合)

類型	品目	実施内容(導入する生産方式)	資材の使用量等
b (GHG 排出 量の 削減)	乳用牛	(内容) ・堆肥自動攪拌機の導入(R6年度導入予定)	(現状) 堆積発酵 1,200+ /年
			(目標) 自動攪拌機 1,200+ /年
		環境負荷低減事業活動の取組面積等	(現状) 0 頭
			(目標) 70 頭

記載のポイント・留意点

- ・「実施内容」には、取組内容(導入する技術や設備、使用する資材等)と、その実施時期を記載してください。
- ・「資材の使用量等」には、以下の例を参考に記載ください。
 - 家畜排せつ物の管理方法の変更の場合は、実践内容の対象となる処理方法の家畜排せつ物の年当たりの処理量(t/年)等
 - 飼養管理については、実践内容の対象となる平均頭数(頭/日)、脂肪酸カルシウム資材の使用量(kg/年)等
 - 放牧の実施の場合は、放牧する頭数や日数、面積
- ・「環境負荷低減事業活動の取組面積等」には、環境負荷低減事業活動の取組対象となる家畜の頭羽数を記載してください。

計画の記載例③（個人申請の場合）

（６）経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (4年12月期)	目標 (9年12月期)
ア：経営規模	70頭	70頭
イ：売上高	8,600 万円	8,900 万円
ウ：経営費（生産コスト）	8,000 万円	8,150 万円
エ：所得（イーウ）	600 万円	750 万円

記載のポイント・留意点

- ・農林漁業経営の全体について記載してください。
- ・「ア：経営規模」には、経営全体の経営面積などの現状及び5年後の目標をそれぞれ記載してください。
- ・「エ：所得」には、農林漁業の所得（法人その他の団体にあつては営業利益）の現状及び5年後の目標を記載してください。
- ・イ・ウ・エに記載する数値は概数で構いません。

（７）環境負荷低減事業活動の実施体制

- ・実施体制：家族3名、雇用2名
- ・実施責任者：農林 太郎

記載のポイント・留意点

- ・計画を実行する体制・人員を記載してください。

4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

申請者の氏名又は名称：農林 太郎

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
家畜排せつ物の自動攪拌機購入費（R6年度）	融資・補助金等	20,000

記載のポイント・留意点

- ・（５）に記載した取組や設備投資に必要な資金の使途・用途、調達方法、金額を記載してください。
- ・「資金調達方法」については、計画申請時点で予定している調達方法について、「自己資金」「融資」「補助金等」のいずれかで記載してください。

計画の記載例④（個人申請の場合）

記載のポイント・留意点

・環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を実践するよう、**原則、該当するチェック項目全てにチェック**を入れてください。

5 環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

☐ 適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

☐ 適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

☒ エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

☒ 悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

☒ 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

☒ 生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

☒ 生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

計画の記載例⑤（個人申請の場合）

特例措置を活用する場合には、必要な別表を作成して計画に添付する必要があります。

（別表１）

特例措置の活用に関する事項

申請者等の氏名又は名称： 農林 太郎

活用する特例措置の内容		チェック	添付が必要な別表
日本政策金融公庫等の 資金の貸付資格の 認定を必要とする場合	農業改良資金	☐	別表２、別表４
	林業・木材産業改善資金	☐	別表２、 都道府県指定の認定申請書等
	沿岸漁業改善資金	☐	別表２、 都道府県指定の認定申請書等
	畜産経営環境調和推進資金 （処理高度化施設整備の場合）	☒	別表２、別表５－１
	畜産経営環境調和推進資金 （共同利用施設整備の場合）	☐	別表２、別表５－２
	食品流通改善資金	☐	別表２、別表６
みどり投資促進税制を活用する場合		☐	別表２

記載のポイント・留意点

- ・活用を予定している特例措置にチェックしてください。
- ・チェックした特例措置について、該当する「添付が必要な別表」に必要事項を記載して添付してください。

（別表２）

環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

申請者等の氏名又は名称： 農林 太郎

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な 設備等	単価 （千円）	数量	金額 （千円）	特例 措置
6 年度	9月	①	家畜排せつ物の自動攪拌機 ○○○○ AA1000		20,000	1	20,000	エ
	月	②						
						小計	20,000	
						合計	20,000	

記載のポイント・留意点

- ・「一体的な設備等」の欄には、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入してください。
- ・「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～カ）を記載してください。
ア：農業改良資金
イ：林業・木材産業改善資金
ウ：沿岸漁業改善資金
エ：畜産経営環境調和推進資金
オ：食品流通改善資金
カ：みどり投資促進税制

※税制の適用は、化学肥料・化学農薬の使用低減に資する設備に限られます。

お問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

代表：03-3502-8111（内線4850）

ダイヤルイン：03-6744-7186

H P： <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

みどりの食料システム戦略
トップページ



みどりの食料システム戦略



みどりの食料システム法
トップページ



みどり投資促進税制の
対象機械リスト

